



野犬掃討の実施について

人畜に対する被害を未然に防止するため、野犬掃討を行っています。
けい留されていない犬は野犬（やけん）とみなされ、捕獲又は薬剤及び麻酔銃による殺処分の対象となりますのでご注意ください。

実施期間(滝上町全域) 平成 30 年4月1日 ~ 平成 30 年9月 30 日

飼い主の方へのお願い

・首輪と鑑札を愛犬に！

犬に関する登録や狂犬病予防注射はもちろん、登録時に交付される鑑札と狂犬病予防注射済票は、必ず犬の首輪などにつけることが義務付けられています。もし犬が離れ、迷った時に鑑札があることによって飼い主を探すことができます。

・飼い犬の登録をしましょう！

飼い主の方は犬を取得した日（生後 90 日以内の場合は 90 日を経過した日）から 30 日以内に市町村へ届出をして、犬の登録をしなければいけません。飼い始めたときに一度登録すれば、更新の必要はありません。その際に「鑑札」を発行します。

滝上町での新規登録手数料：3,000 円



・狂犬病予防注射をしましょう！

飼い主は飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせ、市町村の窓口において「狂犬病予防注射済票」の交付を受けなければいけません。滝上町では6月中旬に一回、集団予防注射を実施しております。また、病院においては通年で行っているところがありますので病院に確認の上、予防注射を受けましょう。

滝上町での注射料：3,110 円（注射料 2,560 円、注射済票手数料 550 円）

問い合わせ先 役場住民生活課住民活動環境係 電話 29-2111（内線 231）

